

税制改正の あらまし



は し が き

令和7年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

法人税関係では、賃上げと投資がけん引する成長型経済を発展させるため、国内設備投資や賃上げに積極的に取り組めるよう、特に中小企業税制については、「中小企業投資促進税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「地域未来投資促進税制」などの見直しと延長が行われました。また、「中小企業経営強化税制」では、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、更なる税制上の措置が講じられます。

所得税関係では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しが行われるとともに、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。また、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提にDC・iDeCoの拠出限度額の引上げなどの措置が講じられる予定です。

資産税関係では、「法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し」が行われたほか、消費税関係では、消費税免税制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）がリファンド方式に見直されます。

その他、「退職所得控除の調整規定の見直し」「電子帳簿等保存制度の見直し」などが講じられています。

本書は、令和7年度税制改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

令和7年5月

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長	4
2 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の見直しと延長	5
(1) 中小企業投資促進税制の見直しと延長	5
(2) 中小企業経営強化税制の見直しと延長	6
3 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長	9
4 地域未来投資促進税制の見直しと延長	10
5 企業版ふるさと納税の見直しと延長	12
6 防衛特別法人税の創設	13

II 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	14
(1) 所得税の基礎控除の引上げ	14
(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ	15
(3) 特定親族特別控除の創設、特定扶養控除の見直し等	16
(4) その他所要の措置	17
(参考) 令和7年度税制改正における所得税と個人住民税の整理	18
2 子育て支援に関する政策税制	19
(1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充	19
(2) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長	20
(3) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	20
3 DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ	22
4 エンジェル税制の拡充	23

III 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し	24
2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	25
3 相続に係る所有権移転登記等の登録免許税の免税措置の延長	25

IV 消費税関係

- 1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し 26

V その他

- 1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長 28
- 2 退職所得控除の調整規定の見直し 29
- 3 電子帳簿等保存制度の見直し 30

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業者等の法人税率について、一定の見直しを行った上で、年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等^{*1}については、法人税率の軽減措置（年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則：19%））が講じられています。

なお、中小法人のうち適用除外事業者^{*2}に該当するものについては、この特例の適用対象から除外されています。

※1 中小企業者等とは、①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、②資本または出資を有しない法人をいいます。

※2 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます。

【改正の内容】

所得の金額が年10億円を超える中小企業者等について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）に引き上げられました。

また、適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

対象	本則税率		特例による軽減税率
大法人 (資本金 1 億円超の法人)	所得金額区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円超)	19%	17%
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円以下)	19%	15%

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

2 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の見直しと延長

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制について、それぞれ適用要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されました

(1) 中小企業投資促進税制の見直しと延長

【制度の概要】

中小企業者等が、新品の特定の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に特別償却（30％）又は税額控除（7％、資本金3,000万円以下の中小企業者等に限ります）を適用することができます。

■ 税制上の措置

区 分	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超 1億円以下の法人
特別償却	取得価額×30％	
税額控除	取得価額×7％	—

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業、※ 性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶*（取得価格の75％が対象）

（注）①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外です。

* 内航船舶については、総トン数500トン以上の船舶は、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

【改正の内容】

みなし大企業の判定において、その判定対象法人が以下の項目に全て該当する場合、その判定対象法人をみなし大企業から除外した上で、適用期限が2年間延長されました。

- イ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合
- ロ 一定の承認会社*がその農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合など

※ 「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

(2) 中小企業経営強化税制の見直しと延長

【制度の概要】

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%）が適用できます。

■ 税制上の措置

区 分		資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等		資本金3,000万円超 1 億円以下の法人	
特別償却		即時償却			
税額控除		取得価額×10%		取得価額× 7 %	

類型	生産性向上設備 （A 類型）	収益力強化設備 （B 類型）	デジタル化設備 （C 類型）	経営資源集約化設備 （D 類型）
要件	生産性が旧モデル比で 年平均 1 %以上改善する設備	投資利益率が年平均 5 %以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備
確認者	工業会等	経済産業局		
対象設備	・機械装置（160万円以上） ・工具（30万円以上） （注）A 類型は、測定工具又は検査工具に限る。 ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上） （注）A 類型は、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。			
その他要件	・生産等設備を構成するもの（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない） ・国内への投資であること ・中古資産、貸付資産でないこと等 ・コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（いずれも主要な事業であるものを除く）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。			

【改正の内容】

収益力強化設備（B類型）に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか、デジタル化設備（C類型）を廃止するなど各類型の要件の見直し（色文字の部分）を行った上で、適用期限が2年間延長されました。

類型	生産性向上設備 （A類型）	収益力強化設備 （B類型）	経営資源集約化設備 （D類型）	収益力強化設備 （B類型の拡充）
要件	生産性（単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか）が旧モデル比で年平均1%以上改善する設備	投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備	売上高100億円超を目指す投資計画が経営規模拡大要件*を満たす設備
確認者	工業会等	経済産業局		
対象設備	① 機械装置（160万円以上） ② 工具（30万円以上） （注）A類型は測定工具又は検査工具に限る。 ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（60万円以上） ⑤ ソフトウェア（70万円以上） （注）A類型は設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。			左記の対象設備（④を除く）に加え、生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備（1,000万円以上） （注）税制対象の設備投資総額の上限は60億円
その他要件	・暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く ・その他の要件については改正なし			

（注）B類型の拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の特例」の適用はできません。

また、B類型の「拡充措置における」建物及びその附属設備については、「生産性の向上に資する設備」の導入に伴うものであることが対象設備の要件とされています。

区分	A 類型・B 類型・D 類型	B 類型の拡充措置
特別償却	即時償却	【建物及び附属設備】 ・雇用者給与支給総額が2.5%以上増加した場合は15%、5%以上増加した場合は25% 【機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア】 ・即時償却
税額控除	7 % (資本金3,000万円以下の法人は10%)	【建物及び附属設備】 ・雇用者給与支給総額が2.5%以上増加した場合は1%、5%以上増加した場合は2% 【機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア】 ・7% (資本金3,000万円以下の法人は10%)

(※) B 類型の拡充措置の経営規模拡大要件

- ・投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備
- ・売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していること
- ・基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること
- ・売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
- ・投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること
- ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること 等

適用時期

(1)、(2) の改正については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

3 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等に防災・減災に向けた設備投資を促すため、災害への事前対策を強化するための中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、一部の対象設備を除外した上で、適用期限が2年間延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受け、認定後1年以内に事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備の取得等をして事業の用に供した場合に、取得価額の16%の特別償却（令和7年3月31日までに取得等した場合は18%）を適用できます。

【改正の内容】

「感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置」を対象設備から除外した上で、適用期限が2年間延長されました。

適用対象者	令和9年3月31日までに「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者
税制措置	特別償却16%
対象設備	【機械及び装置】（100万円以上） ・自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 【器具及び備品】（30万円以上） ・自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 【建物附属設備】（60万円以上） ・自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業継続力強化計画等の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 地域未来投資促進税制の見直しと延長

地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向け、地域未来投資促進税制について、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加するなど、上乗せ措置の適用要件などの見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されました。

【制度の概要】

地域未来投資促進税制は、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50％）又は税額控除（最大6％）を適用することができる制度です。同税制は、都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認（申請先⇒都道府県）を受けた上で、国（主務大臣）による課税特例の確認（申請先⇒地方経済産業局）を受ける必要があります。なお、建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、適用の対象から除外されます。

【改正の内容】

機械装置・器具備品に関する通常枠の適用要件からサプライチェーン類型を廃止した上で、特別償却率が35％（改正前：40％）に引下げられました。

また、上乗せ措置の適用要件に「10億円以上の設備投資」などの新たな要件（特別償却50％又は税額控除5％）が追加されました。

下記の表の中で（色文字の部分）が改正点となります。

機械装置・器具備品

改正前（要件）	
【通常枠】 ① 先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること ② 設備投資額が2,000万円以上 ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20％以上 ④ 売上高の伸び率が0を上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5％以上高いこと ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4％以上、かつ、投資収益率5％以上 【サプライチェーン類型】 ・海外における生産拠点の集中度が50％以上の製品を製造 ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5％以上 等	特別償却40％ 又は 税額控除4％
改正後（要件）	
【通常枠】 サプライチェーン類型は廃止 ① 改正なし ② 設備投資額が 1 億円以上 ③ 設備投資額が前年度減価償却費の 25％以上 ④ 改正なし ⑤ 改正なし 新要件① 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上	特別償却 35％ 又は 税額控除4％

改正前（要件）	
【上乗せ措置①】 下記⑦、⑧はいずれかを満たすこと ⑥ 労働生産性の伸び率 5 % 以上（中小企業者は 4 % 以上）、かつ、投資収益率 5 % 以上 ⑦ 直近事業年度の付加価値額増加率が 8 % 以上 ⑧ 直近 2 事業年度の平均付加価値額 50 億円以上、かつ、3 億円以上の付加価値額を創出	特別償却 50 % 又は 税額控除 5 %
改正後（要件）	
【上乗せ措置①】 下記⑥を満たした上で⑦、⑧、新要件②のいずれかを満たすこと ⑥ 改正なし ⑦ 創出される付加価値額が 1 億円以上 、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が 8 % 以上 ⑧ 改正なし 新要件② 創出される付加価値額が 1 億円以上、かつ、自治体が指定する地域経済の発展・成長に特に資する分野[*]に該当する事業であって、設備投資額が 10 億円以上	特別償却 50 % 又は 税額控除 5 %

改正前（要件）	
【上乗せ措置②】 上乗せ措置①（改正前）と下記⑨を全て満たすこと ⑨ 経営力の認定を受けた、産業競争力強化法 34 条の 2 第 1 項に規定する特定中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っており、かつ、設備投資額 10 億円以上	特別償却 50 % 又は 税額控除 6 %
改正後（要件）	
【上乗せ措置②】 上乗せ措置①（改正後）（新要件②を除く） と下記⑨を全て満たすこと ⑨ 改正なし	特別償却 50 % 又は 税額控除 6 %

建物、附属設備、構築物

改正前（要件）	改正後（要件）
【通常枠】 の要件は機械装置・器具備品と同様	特別償却 20 % 又は 税額控除 2 %

（※）地域経済の発展・成長に特に資する分野について

下記の①～③を満たす産業を自治体が指定

① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高 or 就業者数 or 給与総額が一定以上伸びていること

③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること等

適用時期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に対象設備を取得等して、事業の用に供した場合に適用されます。

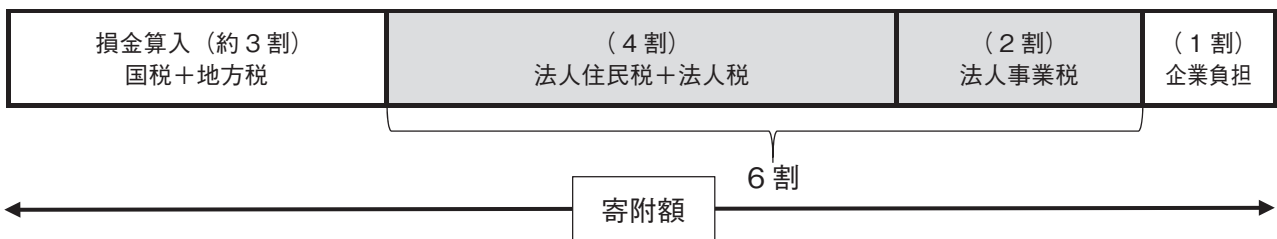
5

企業版ふるさと納税の見直しと延長

地方への資金の流れの創出・拡大や人材還流を促すため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化など必要な見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されました。

【制度の概要】

国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に、損金算入措置（約3割）に加え、法人関係税^{※1}（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除（最大6割）ができる制度です。



※1 各税目ごとの控除上限額は、①法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）、②法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除となります。ただし、寄附額の1割が限度です（法人税額の5%が上限）、③法人事業税：寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）となります。

【改正の内容】

以下の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されました。

- ① 寄附活用事業の実施に当たり、地方公共団体で留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う。
 - ・地方公共団体は事業の各段階において、一定の場合^{※2}に、国に提出を求める
 - ・地方公共団体は寄附を受領した全団体に対して、実施報告と併せて各会計年度終了後に提出を求める
- ② 寄附活用事業の実施状況の透明化
 - ・国は寄附法人の契約手続等において、一定の場合^{※3}、地方公共団体に国への実施報告を義務付け、寄附法人名を公表^{※4}
 - ・寄附活用事業の発注先^{※5}を地方公共団体において公表
- ③ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間（2年間）の創設

※2 寄附受領時に寄附活用事業の歳出予算が議決前である場合 等

3 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合 等

4 寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において、第三者を含む審議会等により非公表とする理由の確認を行った上で、国へ報告し、国はその理由を公表します。

5 競争入札・随意契約（ただし少額の場合を除く）に限られます。

適用時期

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に支出する特定寄附金について適用されます。

6 防衛特別法人税の創設

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛特別法人税が創設されました。

【改正の内容】

課税標準となる法人税額から500万円を控除した金額に、新たな付加税として、当分の間、税率4%が課税されます。

《税額の計算》

$$\begin{aligned}\text{防衛特別法人税額} &= \text{課税標準法人税額} \times 4\% - \text{税額控除} \\ \text{課税標準法人税額} &= \text{基準法人税額} - \text{基礎控除額（年500万円）}\end{aligned}$$

基準法人税額は、以下の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額となります。ただし、附帯税の額を除きます。

- ① 所得税額の控除
- ② 外国税額の控除
- ③ 分配時調整外国税相当額の控除
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ⑤ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ⑥ 控除対象所得税額等相当額の控除

以下の税額控除が行われます。

- ① 外国税額の控除
- ② 分配時調整外国税相当額の控除
- ③ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

適用時期

令和8年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

Ⅱ 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

物価上昇局面における税負担の調整や就業調整対策の観点から所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額が上げられました。また、大学生のアルバイトの就業調整について税制が一因となっているとの指摘を受けて、大学生年代（19歳から22歳まで）の子等に係る新たな控除が創設されました。

（１）所得税の基礎控除の引上げ

【制度の概要】

基礎控除とは、合計所得金額が2,500万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大48万円を差し引くことができる所得控除です。合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が減り始め、2,500万円超で消失します。

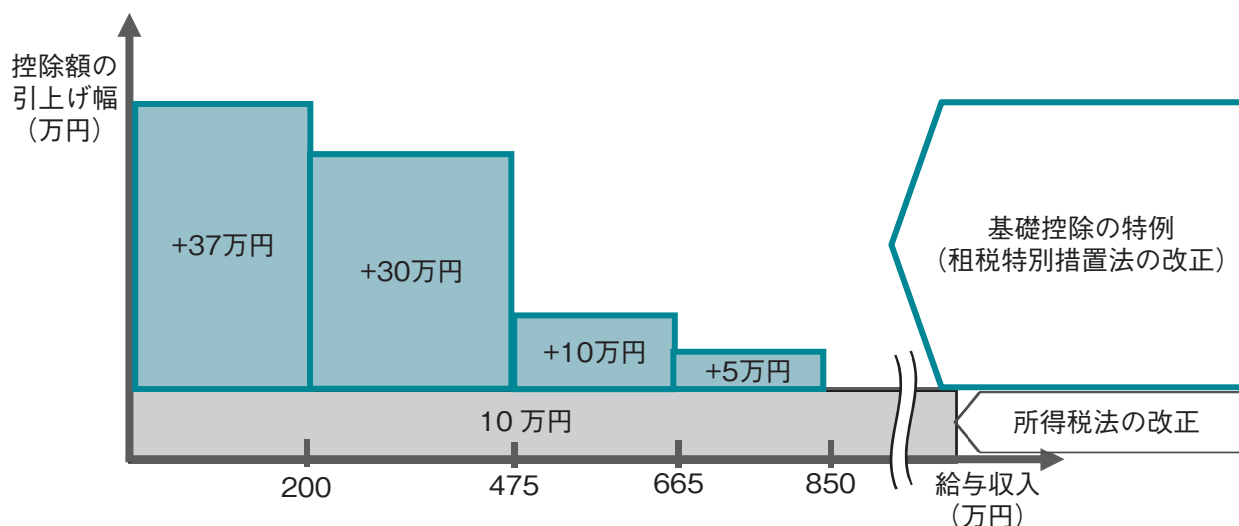
【改正の内容】

物価上昇を反映した最後の基礎控除の引上げが行われた平成7年からの物価上昇率等を加味し、合計所得金額が2,350万円以下である者の所得税の基礎控除額が最大48万円から10万円引上げられ、最大58万円となりました。その上で、中所得者層を含めて税負担を軽減する等の観点から基礎控除の特例が創設され、給与収入200万円相当以下の者は37万円、同200万円相当超475万円以下の者は30万円、同475万円相当超665万円以下の者は10万円、同665万円相当超850万円以下の者は5万円、それぞれ控除額が上乘せされました。基礎控除の10万円引上げと基礎控除の特例のうち給与収入200万円相当以下の者に対する措置は恒久的な措置、その他は令和7年分と8年分に限った措置となります。

後記の給与所得控除の最低保障額の引上げの効果とあわせて、所得税の課税最低限は160万円（一般的な社会保険料の支払いがある場合は188万円）となりました。

なお、個人住民税の基礎控除額は据え置かれています。

具体的な減税額については、対象となる収入階層で1人当たりの減税額が年間2万円から4万円と、高所得者優遇とならないように調整がされています。



給与収入	所得税の減税額		
	基礎控除の引上げ	基礎控除の特例による上乗せ※	合 計
200万円	0.5万円	1.9万円	2.4万円
300万円		1.5万円	2.0万円
400万円			
500万円	1.0万円	1.0万円	
600万円			
800万円	2.0万円	0.0万円	3.0万円
850～2,545万円	2.0～4.0万円		2.0～4.0万円
2,545万円超	0.0万円		0.0万円

※ 基礎控除の特例により、給与収入200万円以下で37万円、200万円超475万円以下で30万円、475万円超665万円以下で10万円、665万円超850万円以下で5万円の控除が上乗せされます。

また、この表は単身の給与所得者を想定しています。税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案しています。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

【制度の概要】

給与所得控除とは、給与収入に対する割合に基づき収入金額から差し引くことができる所得控除で、少なくとも55万円（最低保障額）を差し引くことができるとされています。

【改正の内容】

給与所得控除の最低保障額が適用される範囲内の収入の者の場合、その範囲内で収入が増えても控除額は増加しない構造となっています。この点について、物価上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、所得税における給与所得控除の最低保障額が55万円から10万円引上げられ、65万円となりました。

この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。

なお、給与所得控除の最低保障額は、個人住民税でも55万円から10万円引上げられ、65万円となりました。

給与収入	控除額	
162.5万円以下	55万円【改正前】	最低保障額
190万円以下	65万円【改正後】	最低保障額
360万円以下	収入金額×30%+80,000円	
660万円以下	収入金額×20%+440,000円	
850万円以下	収入金額×10%+1,100,000円	
850万円超	195万円	

(3) 特定親族特別控除の創設、特定扶養控除の見直し等

【制度の概要】

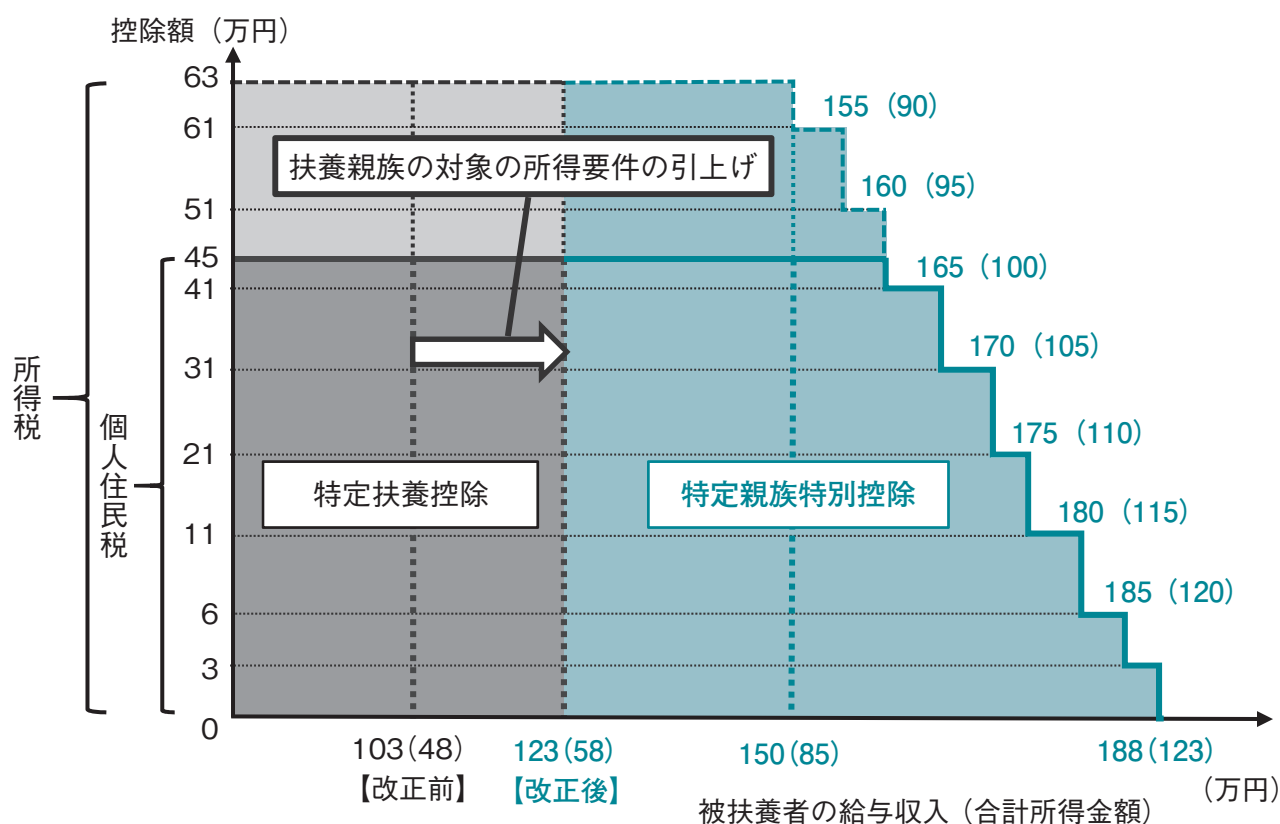
特定扶養控除とは、扶養控除の対象となる親族のうち、19歳から22歳までの大学生年代の者である特定扶養親族がいる場合に適用できる所得控除です。

【改正の内容】

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘があります。このため、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられるようにし、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に減っていく仕組み（特定親族特別控除）が創設されました。

特定親族特別控除は、子等の合計所得金額の見積額が100万円以下の場合等には給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できます。

個人住民税においても、一部で控除額が異なるものの、所得税と同様の大学生年代の子等に関する特定親族特別控除が創設されました。



(4) その他所要の措置

【改正の内容】

- イ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下（改正前：48万円以下）に上げられました。
 - ロ ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（改正前：48万円以下）に上げられました。
 - ハ 勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下（改正前：75万円以下）に上げられました。
- 上記イ～ハについては、個人住民税でも同様の措置が講じられています。

適用時期

- （１）の改正については、令和７年分以後の所得税から適用されます。給与等及び公的年金等の源泉徴収は、令和８年１月１日以後に支払うべきものから適用となります。なお、基礎控除の特例については、令和８年１月１日以後に支払うべき給与等であっても源泉徴収の際の適用はありません。
 - （２）の改正については、令和７年分以後の所得税（令和８年度分以後の個人住民税）から適用されます。源泉徴収税額表等の改正は、令和８年１月１日以後に支払うべき給与等から適用となります。
 - （３）の改正については、令和７年分以後の所得税（令和８年度分以後の個人住民税）から適用されます。給与等又は公的年金等からの源泉徴収は令和８年１月１日以後に支払うべきものから適用となります。
 - （４）の改正については、令和７年分以後の所得税（令和８年度分以後の個人住民税）から適用されます。
- なお、上記（１）～（４）の改正については、給与所得者は令和７年分の年末調整で対応できることとされます。

(参考) 令和 7 年度税制改正における所得税と個人住民税の整理

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整や就業調整への対応として、基礎控除と給与所得控除の見直し、基礎控除の特例の創設、特定親族特別控除の創設、特定扶養控除の見直しなどが行われることになりました。これらは、所得税と個人住民税で同様の対応を行うものもあれば、所得税のみの対応で個人住民税には反映されないものもあります。ここでは、参考として、所得税と個人住民税でのそれぞれの対応を整理しました。

所得税の諸控除の見直しと個人住民税での対応は、以下の表のとおりとなります。

①給与所得控除の見直し、③特定扶養控除関係、④扶養親族等に係る所得要件の引上げについては、個人住民税でも所得税と同様の対応が措置されます。

一方、②基礎控除の見直し（基礎控除の特例の創設を含みます）は、個人住民税では対応がなされません。

改正内容	所得税（令和 7 年分所得から適用）	個人住民税（令和 7 年分所得に係る令和 8 年度分から適用）
①給与所得控除の見直し	＜最低保障額＞ 改正前：55万円→改正後：65万円	所得税と同様の対応
②基礎控除の見直し	＜給与収入200万円相当以下の場合＞ 改正前：48万円→改正後：95万円 (注) 収入に応じ控除額が逡減（例：給与収入850万円相当超の場合は58万円）	改正なし（最大43万円）
③大学生年代の子等（特定扶養控除関係）	① 改正前「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除	① 改正前「103万円まで」の子等の給与収入について、「160万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「160万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	改正前：48万円→改正後：58万円	所得税と同様の対応

非課税ライン (単身者の場合)	改正前			改正後	改正前			改正後
	基礎控除	48万円	➡ +47万円	95万円	基本額等(※)	45万円 (変更なし)		45万円
	給与所得控除	55万円	➡ +10万円	65万円	給与所得控除	55万円	➡ +10万円	65万円
	計	103万円		160万円	計	100万円		110万円
	(注) 給与収入200万円相当以下の場合							

※ 個人住民税の非課税限度額の計算には、基礎控除ではなく、地方税法附則 3 条の 3 で定められた金額を用いています。

2 子育て支援に関する政策税制

令和6年度税制改正において、子育て支援に関する政策税制として1年間の時限的な措置として講じられていた「子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」「子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制」に加え、「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」措置について、令和7年度税制改正では1年間に限り実施することとされました。

(1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

【制度の概要】

住宅ローン控除とは、個人が金融機関等の住宅ローンを利用して住宅の新築・取得等をした場合、一定の要件を満たすことで、所得税の減税を受けることができる制度です。

減税が受けられる期間は、新築住宅・買取再販住宅が13年間、既存住宅が10年間となります。

【改正の内容】

現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯等^{*}における住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和6年に引き続き、令和7年も実施することになりました。

令和6年度税制改正では、子育て世帯等の住宅ローン控除の借入限度額について、新築等の認定住宅（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅）については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の上乗せ措置が講じられました。

また、新築住宅の床面積要件については、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り40㎡（改正前：50㎡）に緩和されました。

これらについて、令和7年も引き続き実施されるとともに、新築住宅等の床面積要件の緩和措置については、令和7年12月31日までに建築確認を受けた家屋について適用できるように見直されました。

※ 「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

《令和7年入居に限る》

新築・買取再販住宅		認定住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

(2) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長

【制度の概要】

既存住宅のリフォーム特例措置とは、居住用家屋について一定のリフォーム工事を行い、その家屋を個人の居住の用に供した場合、一定の要件を満たすことで所得税の減税を受けることができる制度です。

対象工事		対象工事限度額	控除率
耐震		250万円	10%
バリアフリー		250万円	
省エネ		250万円（350万円）	
三世代同居		250万円	
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円）	
	耐震 or 省エネ＋耐久性	250万円（350万円）	
一定の子育て対応改修		250万円	

（注）カッコ内は、太陽光発電設備を設置する場合

【改正の内容】

子育て世代の居住環境改善の観点から、既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世帯等*が行う「一定の子育て対応改修工事」が、令和6年に引き続き、令和7年も適用対象となりました（工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除）。なお、令和6年に子育て対応改修工事等を行い、本特例の適用を受けていた場合には、令和7年に子育て対応改修工事を行っても、本特例は適用されません。

また、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用できません。

※ 「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

《一定の子育て対応改修工事》

次の①から⑥のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る）

(3) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

【制度の概要】

生命保険料控除とは、一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、一定

の金額の所得控除を受けることができる制度です。

【改正の内容】

安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクの備えなど、様々なニーズを抱える子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯に対する生命保険料控除が拡充されました。

新生命保険料（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料）に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額が6万円（改正前：4万円）となります。

また、旧生命保険料（平成23年12月31日以前に締結した契約）及び今回の改正の適用がある新生命保険料を支払った場合も一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（改正前：4万円）となります。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、改正前の12万円から変更はありません。

【改正前】

平成24年1月以降の契約について



【改正後】

令和8年の時限措置

23歳未満の扶養親族を有する場合



適用時期

(1)、(2)の改正については、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(3)の改正については、令和8年分の所得税について適用されます。

3 DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ

老後への資産形成支援の観点から、DC（企業型確定拠出年金）・iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額を上げるとともに、iDeCoの加入可能年齢の引上げなどの措置が講じられます。

【制度の概要】

確定拠出年金は、拠出された掛金とその運用益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度です。掛金を事業主が拠出するDCと、加入者自身が拠出するiDeCoがあります。

【改正の内容】

DCの拠出限度額が、DB（確定給付企業年金）に加入していない者は月額6万2,000円（改正前：月額5万5,000円）に、DB加入者は月額6万2,000円（改正前：月額5万5,000円）からDBごとの掛金相当額を控除した額に、それぞれ引上げられます。

また、iDeCoの拠出限度額が、国民年金の第一号被保険者はiDeCoと国民年金基金等との共通枠で月額7万5,000円（改正前：月額6万8,000円）に、企業年金加入者は月額6万2,000円からDBごとの掛金相当額及びDCの掛金額を控除した額（改正前：月額2万円）に、企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く）は月額6万2,000円（改正前：2万3,000円）に、それぞれ引上げられます。

あわせて、DCのマッチング拠出について加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止するほか、これまで65歳未満までだったiDeCoの加入可能年齢が一定の者を対象に70歳未満まで引上げられます。

	適用対象	拠出限度額（月額）	
		改正前	改正後
DC （企業型確定拠出年金）	DB（確定給付企業年金） 未加入者	5.5万円	6.2万円
	上記加入者	（注1）	（注1）
iDeCo （個人型確定拠出年金）	第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
	企業年金加入者	2.0万円	（注2）
	企業年金未加入者（注3）	2.3万円	6.2万円

（注）1 月額6.2万円（改正前：月額5.5万円）からDBごとの掛金相当額を控除した額となります。

2 月額6.2万円からDBごとの掛金相当額及びDCの掛金額を控除した額となります。

3 第一号被保険者及び第三号被保険者を除きます。

適用時期

適用時期については、改正される確定拠出年金法等において定められることとなります。

4 エンジェル税制の拡充

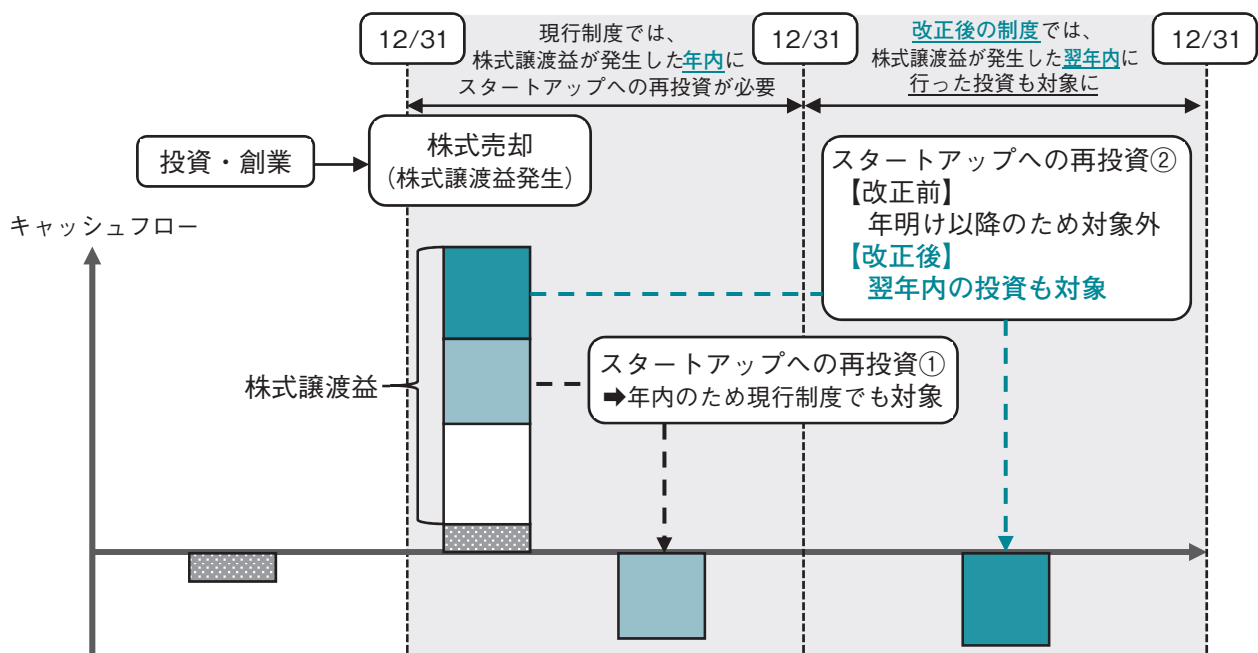
スタートアップ企業に対する個人からの資金供給を促す観点から、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップ企業への再投資等に対する非課税措置（エンジェル税制）について、株式譲渡益が発生した年内（最大1年間）に投資を行う必要があった再投資期間の要件が、譲渡益発生年の翌年末（最大2年間）まで延長されました。

【制度の概要】

エンジェル税制は、スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の各種優遇措置を適用できる制度で、投資時点と売却時点のそれぞれの時点で優遇を受けることが可能となっています。

【改正の内容】

再投資期間延長の対象となる措置は、いわゆる優遇措置B（設立10年未満のスタートアップ企業を対象に投資額をその年の株式譲渡益から控除（上限なし）する措置）、プレシード・シード特例（設立5年未満のスタートアップ企業を対象に投資額をその年の株式譲渡益から控除（上限なし、年間20億円までは非課税）する措置）、起業特例（自己資金による起業で投資額をその年の株式譲渡益から控除（上限なし、年間20億円までは非課税）する措置）です。改正前の制度では、投資時点の株式譲渡益から投資額の控除措置の適用を受けるためには、その株式譲渡益が発生した年内（最大1年間）にスタートアップ企業への投資を行う必要がありました。改正後は、株式譲渡益の発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末（最大2年間）まで延長されました。



適用時期

令和8年1月1日以後の再投資で取得した株式から適用されます。

Ⅲ 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）について、最大限の活用を図る観点から、法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件が見直されました。

【制度の概要】

後継者である相続人・受贈者等が、非上場会社の株式等を相続又は贈与等により取得した場合に係る相続税・贈与税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税・贈与税の納付が免除される制度です。

	法人版（一般措置）	法人版（特例措置）
事前の計画策定	不要	特例承継計画の提出 平成30年4月1日から 令和8年3月31日まで
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100%相続：80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間、平均8割の雇用維持が必要	弾力化
経営環境変化に対応した免除	なし	あり
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人・孫への贈与	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与

【改正の内容】

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において役員等であること（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること）に見直されました。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）の事業従事要件についても、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと）に見直されました。

適用時期

令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

【制度の概要】

親や祖父母（贈与者）が、金融機関に子・孫（受贈者：18～49歳で合計所得金額が1,000万円以下）名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出した場合、受贈者ごとに1,000万円（結婚関係費用は300万円）が非課税となる制度です。

【改正の内容】

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限が2年間延長されました。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に贈与により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

3 相続に係る所有権移転登記等の登録免許税の免税措置の延長

【制度の概要】

① 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

相続（相続人に対する遺贈を含む）により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税は課税されません。

登記の種類	本則税率	特例措置
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税

② 少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

個人が、土地について所有権の保存登記（不動産登記法2条10号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限る）又は相続による所有権の移転登記を受ける場合、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるとき、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税は課税されません。

登記の種類	本則税率	特例措置
土地の所有権の保存登記	0.4%	免税
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税

【改正の内容】

相続に係る所有権移転登記等の登録免許税の免税措置の適用期限が2年間延長されました。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの相続に係る所有権移転登記等の登録免許税について適用されます。

Ⅳ 消費税関係

1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

消費税免税制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）が見直されました。

【制度の概要】

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者に対し、免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。

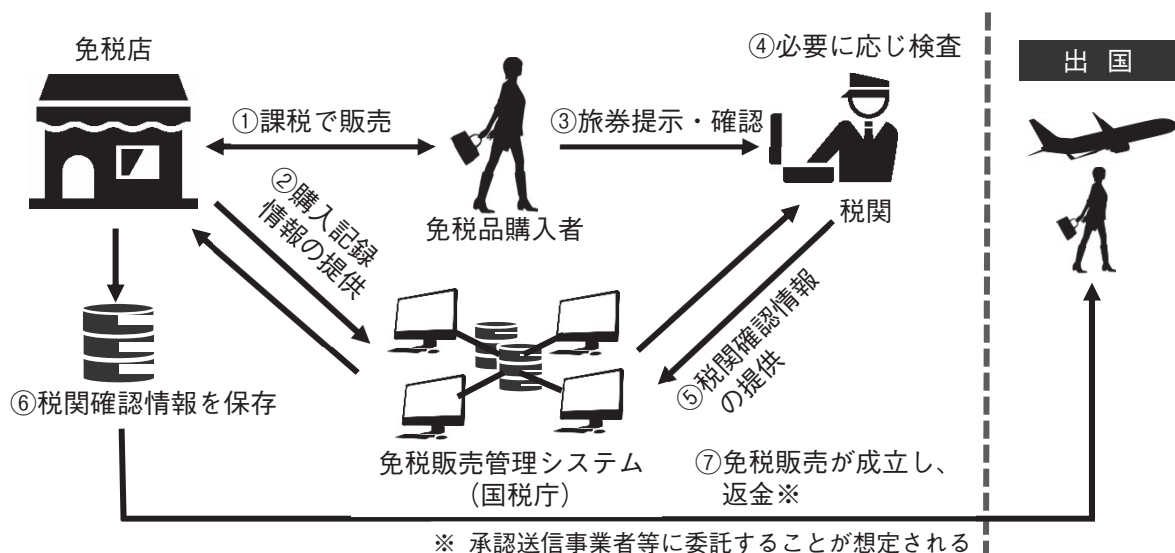
免税購入対象者は、外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者を行います。免税対象物品は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品とされ、金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は、免税販売の対象からは除外されます。また、免税対象物品の区分に応じて、一定の金額基準を満たす必要があります。

国籍	免税購入対象者
外国籍	①「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者、②寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者、③合衆国軍隊の構成員等
日本国籍	国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて、その者に係る領事館の在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認された者

【改正の内容】

① 免税方式の見直し

免税方式について、免税店が免税対象物品を外国人旅行者に対し消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立し、免税店から外国人旅行者にその消費税相当額を返金する「リファンド方式」に変更されました。



② 免税対象物品の範囲の見直し

消耗品について、免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されました。

種別	免税対象限度額	特殊包装（開封判別のできる方法による包装）
<u>一般物品</u> （家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外》）	5,000円～	不要
<u>消耗品</u> （飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）	5,000円～ <u>50万円</u>	<u>必要</u>

一般物品と消耗品の区分を撤廃	消耗品の上限額 50万円を撤廃	特殊包装を撤廃
----------------	--------------------	---------

③ その他

イ 通常生活の用に供するか否かの判断

免税店で販売する際に、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断が不要とされました。

ロ 免税成立時期の明確化

外国人旅行者は、購入から90日以内に税関の持出し確認を受けなければならないこととされました。

ハ 免税品の別送を認める取扱いの廃止

外国人旅行者向け消費税免税制度における別送の取扱い（出国時に税関に輸出を証する書類（一定の記載事項を満たした配送伝票等）を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い）については、令和7年3月31日をもって廃止されました。

ただし、免税店から直接海外に配送する直送制度は、引き続き存置されます。

適用時期

令和8年11月1日以後の購入から適用されます。

V その他

1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長

中小企業の投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置について、同計画に基づき取得する対象資産及び課税標準を見直した上で、適用期限が2年間延長されました。

【制度の概要】

先端設備等導入計画[※]の認定を受けた中小企業者等が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税の課税標準が3年間1／2に軽減されます。

※ 「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることができます。認定を受けた場合は支援措置（生産性を高めるための設備を取得した場合の固定資産税の軽減措置など）を受けることができます。

【改正の内容】

対象資産及び課税標準を見直した上で（色文字の部分）、適用期限が2年間延長されました。

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業者等
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること
対象設備等	① 機械及び装置（160万円以上）、 ② 測定工具及び検査工具（30万円以上）、 ③ 器具備品（30万円以上）、 ④ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く、60万円以上） (注) 1 雇用者給与等支給額の引上げを従業員に表明した先端設備等導入計画に基づき取得する設備であって、投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備に限る 2 認定経営革新等支援機関の確認が必要
特例措置	固定資産税 ・ 先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明に関する記載あり ⇒ 3年間、課税標準を1／2に軽減 ・ 先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明に関する記載あり ⇒ 5年間、課税標準を1／4に軽減 (注) 雇用者給与等支給額の引上げの方針を従業員に表明した場合に限る

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

2 退職所得控除の調整規定の見直し

定年の引上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、課税の公平性の観点から、退職所得控除の調整規定が見直されました。

【制度の概要】

複数の退職手当等の支払を一定の期間（調整期間）内に受ける場合には、以下のとおり調整することとされています。

<原則>

退職手当等の支払を受けた年以前5年以内に他の退職手当等の支払を受けたことがある場合、その受給年に支払を受ける退職手当等についての勤続期間の一部が他の退職手当等についての勤続期間と重複している場合には、それぞれの退職手当等の勤続期間について重複排除して勤続年数を計算します。

<確定拠出年金に係る老齢一時金の特例>

確定拠出年金に係る老齢一時金については、60歳から75歳までの間にその受給日を任意に選べることを踏まえて、その受給をした年以前20年以内に他の退職手当等の支払を受けたことがある場合、上記の重複排除規定が適用されます。

ただし、先に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給した場合には、その重複排除に係る調整期間は原則どおり5年内とされています。

【改正の内容】

退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金）を除く）の支払を受ける年以前10年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、この老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除規定の対象とされるほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）となりました。

また、退職手当等の支払者は、退職手当等を受ける全ての居住者（改正前：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者）に係る退職所得の源泉徴収票について、一律で税務署に提出しなければならなくなります。

適用時期

令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます。

退職所得に係る源泉徴収票の改正については、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

3 電子帳簿等保存制度の見直し

事業者の事務負担の軽減を図るため、電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度が見直されました。

【制度の概要】

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く）、法人税に係る保存義務者は、電子取引^{※1}を行った場合、一定の要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電子取引データを保存しなければなりません。

また、電子取引により授受した取引データを削除、改ざんするなど、売上除外や経費の水増しが行われた場合や、保存された取引データの内容が事業実態を表していないような場合（架空取引等）については、重加算税の加重（10%）の対象とされています（電磁的記録に係る重加算税の加重措置）。

※1 「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう）の授受を電磁的方式により行う取引をいい、いわゆる EDI 取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む）、インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引等が含まれます。

【改正の内容】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録が、特定電磁的記録^{※2}であり、その保存が以下の要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る）は、上記の「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」の対象から除外されました。

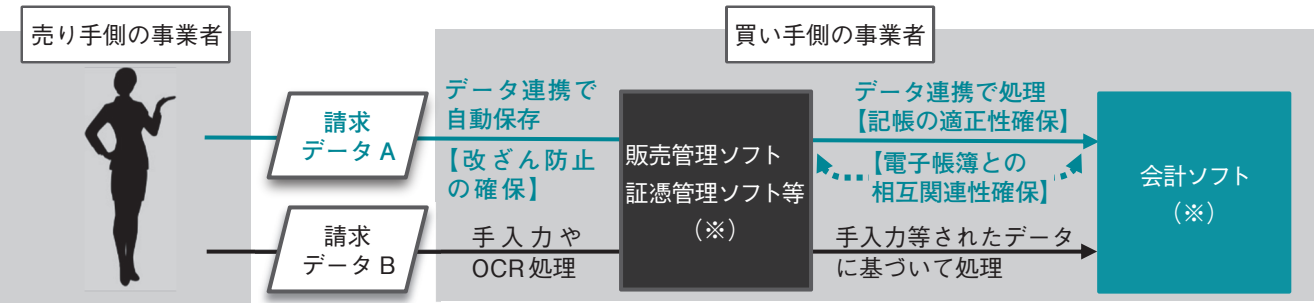
保 存 要 件	
電子取引データの改ざん防止要件	【改ざん防止の確保】 ① 電子取引の取引情報の送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムや、そもそも訂正削除ができないシステムで行う
適正記帳のための要件	【記帳の適正性確保】 ② 電子取引の取引情報の金額を訂正削除を行った上で訂正削除の事実を電子帳簿で確認できるようにしておくこと（又は訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと） 【電子帳簿との相互関連性確保】 ③ 電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようしておくこと

（注） 上記①及び②の場合は、上記の保存要件を満たしていることが確認できるようにしておく必要があります。

※ 2 「特定電磁的記録」とは、①保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録、②災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録をいいます。

<適用イメージ>

以下の請求データ A は、重加算税の加重措置を適用しない。



※ 国税庁長官が定める基準に適合するシステムであること

また、所得税の青色申告特別控除65万円について、これまでの適用要件（優良な電子帳簿の保存又は電子申告を行う）のほかに、上記の保存要件（届出書に係る要件を含みます）を満たすシステムを使用した場合についても適用することができるようになりました。

<青色申告特別控除の概要>

適用要件	正規の簿記の原則に従い記録	左記に加え、次のいずれかを行う ① 優良な電子帳簿の保存 ② 電子申告を行う ③ 上記の保存要件を満たすシステムを使用
控除額	55万円	65万円

適用時期

令和 9 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。
なお、所得税の青色申告特別控除65万円の適用要件の改正については、令和 9 年分以後の所得税について適用されます。

本冊子は、令和 7 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。今後の改正等の動向にご留意ください。

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先まで FAX 等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

令和 7 年度 税制改正のあらまし

令和 7 年 5 月発行

発行 公益財団法人 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町 5 番地 6
FAX 03 (3357) 6682

禁無断転載

